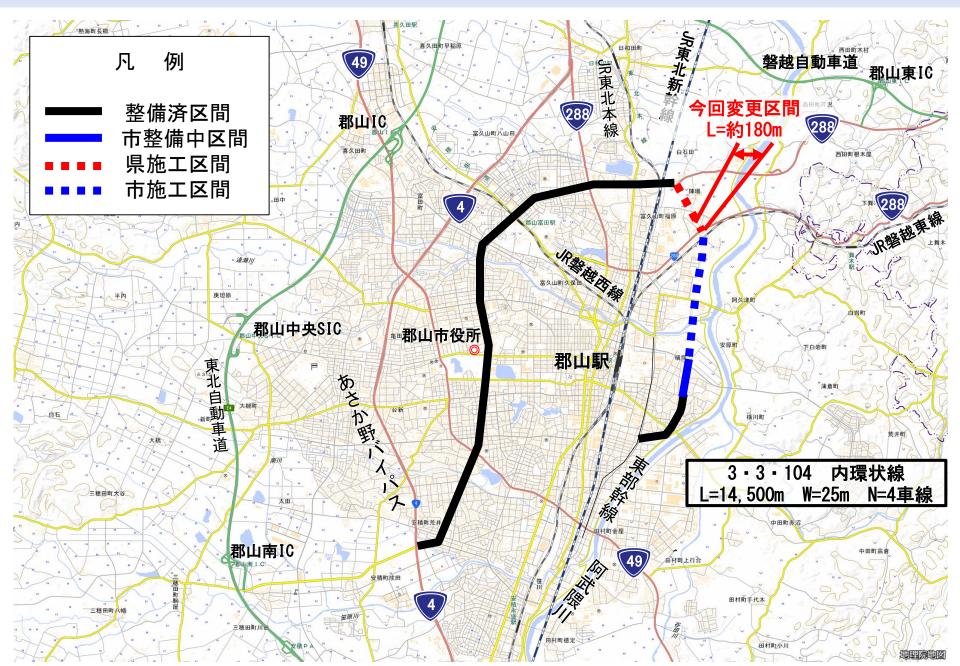
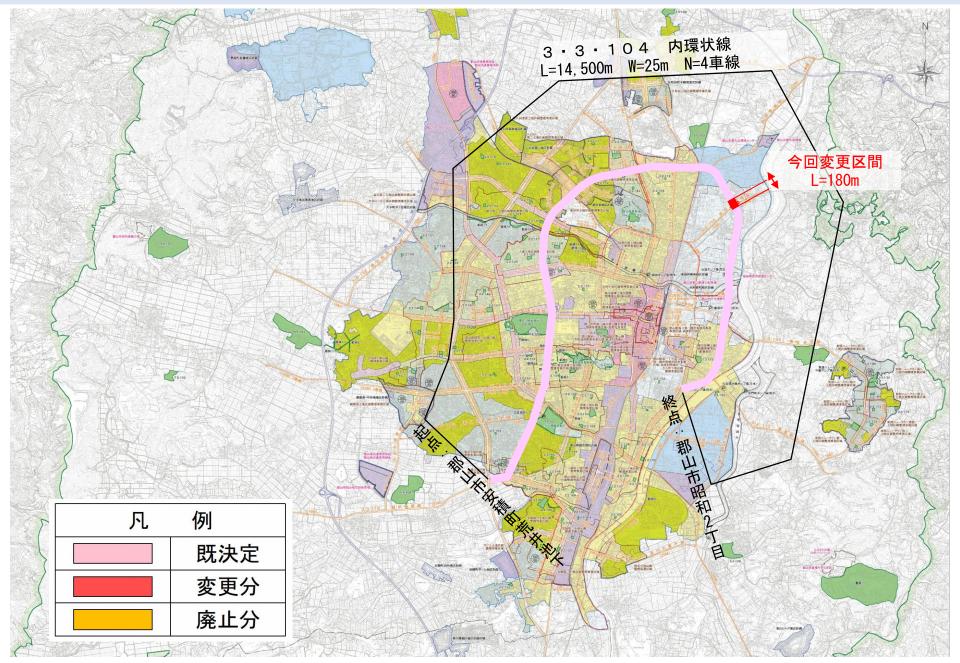
# 議案第2037号 県中都市計画道路の変更について (3・3・104 内環状線)

県決定

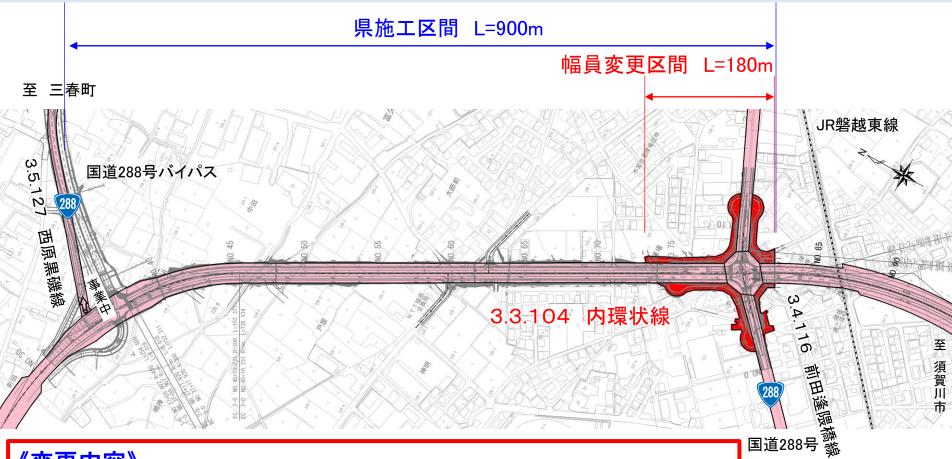
# 1 位置図



# 2 総括図



## 3 計画図



#### 《変更内容》

副道整備区間における幅員の変更

#### 《変更理由》

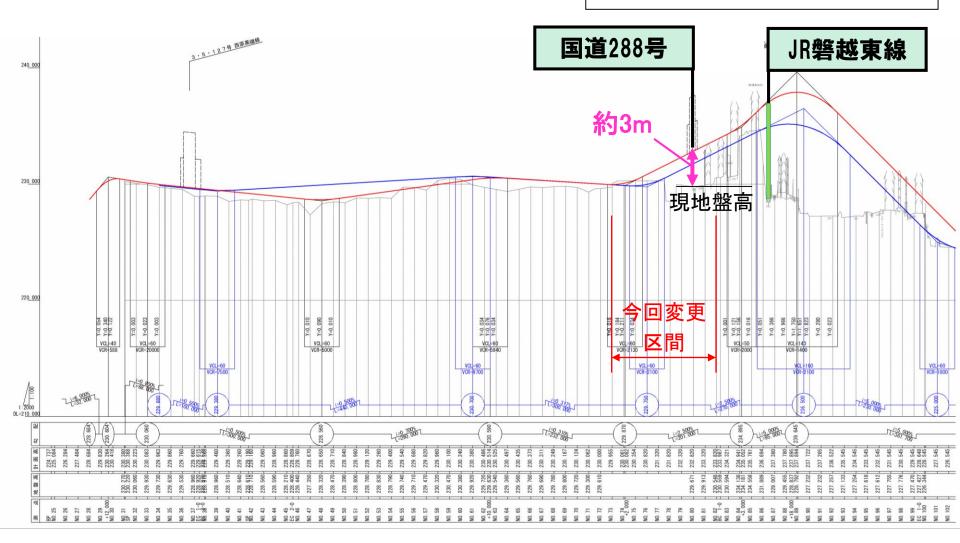
JR磐越東線との立体交差部における<mark>縦断計画の変更</mark>に伴い、国道288号交差点部の道路計画高が現況より約3m高くなったことから、沿道から本線へ車両の乗り入れができるよう副道を整備するため、当該部分について都市計画に追加するもの。

凡	例
	既決定
	変更分
	廃止分

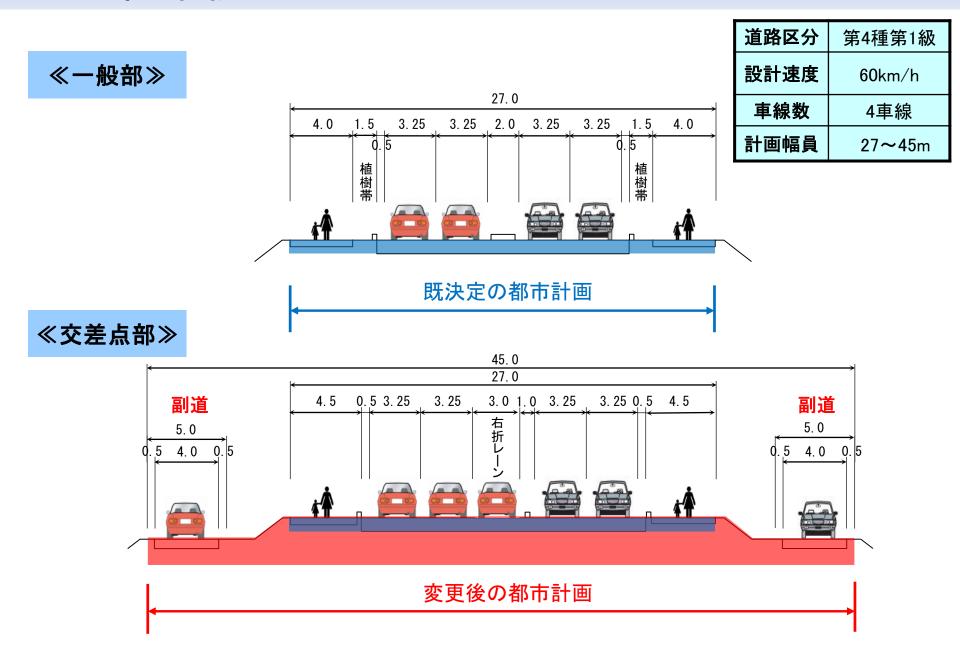
## 4-1 縦断図

:縦断計画(変更後)

— :縦断計画(現都市計画)



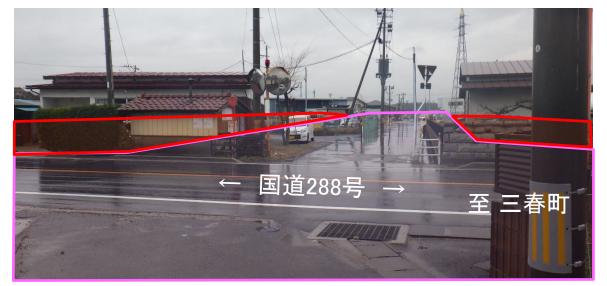
# 4-2 標準横断図



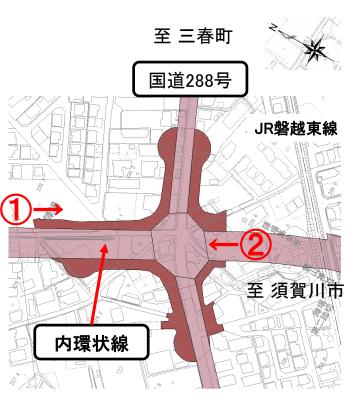
# 5 現況写真



① 変更区間の起点(北側から南側を望む)



② 変更区間の終点(南側から北側を望む)



撮影位置

凡	例
	既決定
	変更分
	廃止分

JR磐越東線

空中写真撮影(R3.7月)

### 6-1 意見書の提出①

【縱覧期間】令和4年8月2日~8月16日

【縱覧場所】県都市計画課、県中建設事務所、郡山市役所、須賀川市役所、鏡石町役場

【縦覧者】 2名 【意見書】1件



#### **【意見】**

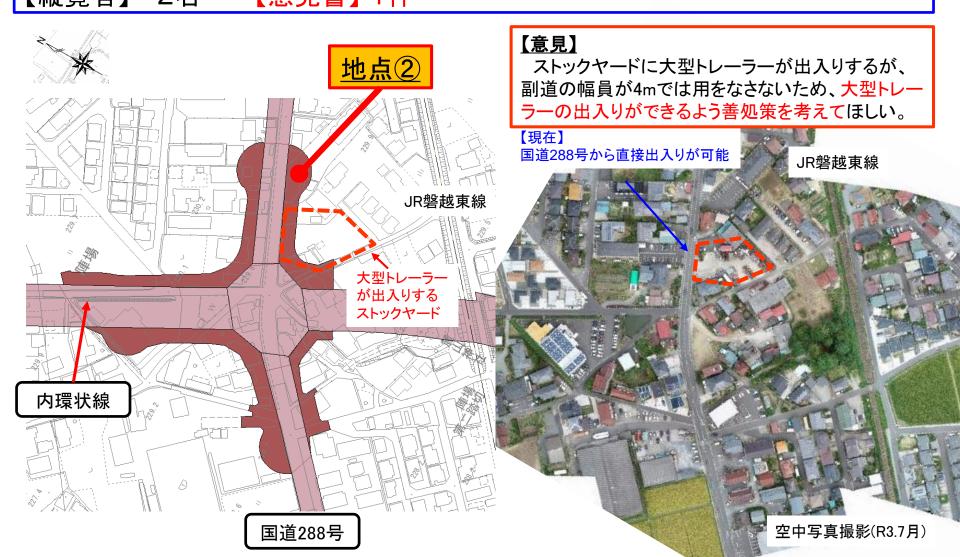
市施工区間の着手時期が不明であり、用地買収後の敷地で社屋・自宅の建て替えをどのタイミングでどのようにレイアウトしていけるのか不透明で不安である。

現在の土地で<mark>営業を継続</mark>できるよう入念に計画しなければならないため、事業時期が異なる用地について県と市が一体となって考え対応してほしい。

## 6-2 意見書の提出②

【縱覧期間】令和4年8月2日~8月16日

【縦覧場所】県都市計画課、県中建設事務所、郡山市役所、須賀川市役所、鏡石町役場 【縦覧者】 2名 【意見書】1件



### 6-3 意見書の内容とその対応

## 意見の内容

#### 対応

#### 【地点①】

市施工区間の着手時期が不明であり、用地買収後の敷地で社屋・自宅の建て替えをどのタイミングでどのようにレイアウトしていけるのか不透明で不安である。

現在の土地で<mark>営業を継続</mark>できるよう入念に計画しなければならないため、事業時期が異なる用地について 県と市が一体となって考え対応してほしい。 意見のあった用地については、県・市で事業時期が異なるが、郡山市においても県事業の進捗を見極めながら、事業化の検討を進めることとしており、営業に支障が生じないよう一体となって対応する。

#### 【地点②】

ストックヤードに大型トレーラーが出入りするが、副道の幅員が4mでは用をなさないため、大型トレーラーの出入りができるよう善処策を考えてほしい。

変更計画案は、将来の道路ネットワークの強化と道路の安全性向上を図るため、当該区間に副道を設置するものであることから、変更計画案のとおり決定したい。

なお、大型トレーラーの出入りについては、営 業継続に支障が生じないよう、対応を検討する。